

3月16日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和8年3月16日(月) 午前09時35分～午前10時19分 第2委員会室
- 出席議員 齊尾智弘、永田恭彦、中井宏衛、河本文哉、秋山修、長谷川昭二
前田栄治
- 欠席議員 なし
- 他の出席を
求めた議員 なし
- 執行部職員等 なし
- 議会事務局 手嶋局長、宇山主事

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 (09:35)

○永田副委員長

そうしますと、ただいまの出席委員数7名。定足数に達していますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

そうしますと、委員長挨拶からよろしくお願いいたします。

2 委員長挨拶

○齊尾委員長

皆さん、改めましておはようございます。挨拶につきましては、割愛させていただきます。

3 陳情審査

(1) [陳情第2号] 東京都新宿区において顕在化した事例を受けて、政党機関紙の庁舎内勧誘行為に関する早期の実態把握と再発防止を求める陳情の措置について

○齊尾委員長

今日お集まりいただきましたのは、皆さんもうLINE WORKS等で御存じだと思えますけれども陳情審査につきまして、この2号でございますけれども、これについて賛成者の方で意見書を提出する用意をしていただいております。しかしながら、そういう中で陳情の内容を精査しましたところ、陳情の内容というのが意見書を提出しているところについてどうなのかなってというようなところが出てまいりまして、再度皆様に御議論をいただきたいということでお集まりいただきましたのでよろしくお願いいたします。

局長、それについて詳細説明をお願いいたします。

○手嶋局長

まず、今回の陳情ですけれども、県議長会に確認をいろいろさせていただいた中身を説明させていただきたいと思えます。まず、本会議に送致前、いわゆる本会議で委員長が報告をされる前ということでございますので、一度委員会で決定した内容をもう一度やり直すことは本来あまりしていただきたくはないですけれども、可能であるということの回答をいただいております。ただし、そのようなことを繰り返すことは請願、陳情者のみか、町民の信頼を損なう恐れもありますので、厳に慎んでくださいという御注意がありました。それゆえに委員会の審査、採決は慎重に執り行うべきだということでございますけれども、このたび、今委員長から説明がありましたとおり、既にもう採択をし、委員会意見までは決定しておられますので、措置の在り方について本日は皆様と御意見の交換をさせていただきながらどのような在り方がいいのかということを再度遡っ

て修正をしていただくかどうかということも踏まえて御議論していただきたいと思ひます。

なお、意見書というものですけれども、これは大体は請願なり陳情される方が政府、その他国に対して意見を届けてくれという願意があったときに行われるもので、あとは町に対する町政だとか行政の施政に対するものについては要望書であったり依頼書であったり嘆願書であったりというような内容でその願意を届ける方法、またそのほかにも、口頭で行うというようなやり方も含めて措置の方法はいろいろあるというふうを考えております。また、議案の提出方法ですが委員会提出、議員提出のほかにもものによっては出さないというものもあつたりするというふうを考えておりますので、その辺りも本日御議論いただけたらと思ひます。

なお、今回の陳情の願意は政党機関紙を議員が販売をすることに對して精神的な圧力であるとか、いろいろなことを含めた、買わなければならないというような意識にされるという同調圧力であったりとか、そういうようなものを含めてハラスメントが行われている可能性があるのではそのことを調査してほしい。また、されている方があつた場合には適切な対応を取ってほしいというのが願意であります。その願意を受けてどのような措置をするのかというのをこれからお話をさせていただけたらと思ひております。

なお、遡りをどこまでするかということですが、アとイの審査結果、委員会意見については、これは決定したことでございますのでここを覆すというのはちょっと大きな内容となります。また、当日ちょっといろいろとございました。趣旨採択という方法もあるんじゃないかということですが、本町の議会におきましては、議会会議規則94条第1項と95条の規定によりまして趣旨採択はない状態です。採択か不採択をしなければならなかつたということでございますので、もう既に採択ということが決まつた以上はその措置について適正な判断をもう1度し直しをしていただくということをお願いするものでございます。以上です。

○齊尾委員長

今、説明をいただきました。これにつきまして皆さんのほうから質問等ございましたら——よろしいですか。

ないようでございますので審査結果につきましては採択ということで決まつておりますので、このあとの委員会意見ということで、もうここについても決まつております。ウの措置についてどういう形にするか、意見書の提出は有というふうに皆様のほうにお諮りして決定しております。その後、先ほど事務局のほうからありましたようなことに、いろいろ副委員長とも相談しながら皆様に再度この措置について、もう一つ考え方があるんじゃないかというようなことでここには集つていただいておりますので、皆様のほうから従来どおり意見書を出すというような在り方もあるかなと思ひております。また、もう一方の意見書を出さずにとりうやうやうなやり方もあるんじゃないかなというように思ひておりますので、皆様の率直な御意見を賜ればと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げます。

永田委員。

○永田副委員長

副委員長の永田のほうより少し補足のほうをさせていただきます。意見書以外の件ということでこちらのほうを委員長、それから事務局ともお話をしました。意見書という体裁ではなく、例えば要望書、あるいは依頼書などという形式も考えられるのかというのがまず1案、お話としてはありました。しかしながら話をしていく中でこちらを防止する、執行部に要望する、要求する、提出をしたところで結局、まずは議会の内部でも調査をしてくださいというふうに戻ってくることも当然考えられると。まず我々がすべきではないかということも一つの案にはなると思ひます。その場合に陳情を受け入れ

てまず議会内部で調査を行う、あるいはその内部調査を含めた上で執行部のほうにさらに追加調査、予備調査を求める等、様々な形はあろうかと思われます。その中でもう1案ありましたのは意見書、嘆願書、要望書までいかず議長のほうで判断をしていただくというのも1案ではないかということの話になっております。こちらのほうこういった案はどうだろうかというところは出たものの、やはり委員会での採決が必要となりますので、今出た案につきまして皆さんの御意見のほうを求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○齊尾委員長
長谷川委員。

○長谷川委員

まず、永田議員が最初に言われた議会内で調査をすべきだっていう話は、ちょっとどうやってやるのかなと私は思いました。誰にそんな権限があるのかなと。そもそも勧誘自体は問題ではないんです。問題は、ハラスメントに当たるかどうかってということなので、そういう事実がないのおまえやっとなあへんか、やっとなあへんかって、これはちょっとあまりにもひどすぎます。名誉棄損で訴えたいぐらいになりますから。だから、陳情の中身が非常に問題のある中身なんです、これは。通常の要望とは違いますからね。内心の自由に触れるような問題ですから、慎重にそこは判断しないといけないというふうに思ひます。

それから、意見書を出すか出さないかという点については、標準会議規則の94条では、委員会が必要があると認めるときは請願の審査結果に意見を付すことができるということなので、別に出さないこともできるんじゃないかなというふうには私に解釈できると思ひております。仮に意見書を出さなくても本会議で正式にこの陳情が採択された場合には、その文書をもって町長に示せばそれで伝わるわけだと思ひますね。そういうことでもいいのかなっていうふうに思ひてますし、もちろん議会を代表する議長から口頭でも、要請をするという形もあるのではないかなというふうに思ひております。以上です。

○齊尾委員長

今長谷川委員のほうから御意見賜りましたけども、ほかにございますでしょうか。
永田委員。

○永田副委員長

調査のほう非常に失礼なお話だということで、私の言葉が足りないということで申し訳ない。調査といいますか、そういうことの意味が上がおって陳情を採択した。そのことについて、皆さんもないとは思ひますが御注意くださいというような、いわゆる啓発といいますか、予防するためという委員会意見もあります。調査と言ひてしまえば一人一人面談をしてお話を伺うというイメージになってしまひますので、調査という形ではないにせよ、そういったことを内部のほうで共有したという形、議員間で共有したという形でいかがかとは思ひます。もちろん、なくてもとは思ひます。採択されたということですので、そちらのほうについての措置をどうするかということですので、措置の案ということで調査という言葉を使ひましたが他のやり方も当然あつてもと思ひております。以上です。

○齊尾委員長

措置の内容につきまして、皆様の御意見を賜りながら決定しますので、今いただひているのは、こういうことあつてもいいではないかというような御意見でございますので、もう少し皆さんのほうから御意見をいただければと思ひております。

前田委員。

○前田委員

今お話をお伺いしました。まず、意見書を出すって決めとったんですけど、意見書をほとんど出すのか、意見書を出さないのかっていうところをまず、そのどっちかを決めてもらわんとその後が進まないの、そこをまず決めていただきたいと思います。

○齊尾委員長

では、今、意見書を出すか出さないか決めなさいという御意見でございました。これについてそういうことでよろしいでしょうか——よろしいですか。

○長谷川委員

どちらですか。

○齊尾委員長

出すか出さないかを今、お諮りします。それでよろしいですか。まだ決まっていませんで、諮ることに対してよろしいですかというのを今聞いております。意見がなければお諮りします。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、挙手をお願いしたいと思いますので、意見書を出すという方の挙手をお願いします。

〔挙手なし〕

○齊尾委員長

なし。では、念のために意見書を出さないということでもいいという方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（6人）〕

○齊尾委員長

では、賛成多数ということで意見書を出さないということでございます。

では、審査結果については採択ということでございますけども、措置については意見書を出さないということで、そうしますと皆様のお手元に(案)という形でLINE WORKSのほうに届いているかと思えます。この中に口頭をもって実態調査・確認依頼するっていう方法もあるということで、相手先については町長という案がございます。これについての御意見を皆様に賜るっていうことでもよろしいでしょうか。それとももう一つほかの方法があるよっていうことであれば皆様のほうから御意見を言っていたきたいと思いますけども。

前田委員。

○前田委員

結局、この願意を（審査）したときにこれを採択、不採択いろいろあったんですけど、どこまで求めるかってことで変わると思えます。やっぱりちゃんと調査をして、議会のほうに返ってくるかも知れませんが、ちゃんと調査をして確認をちゃんとしないよっていうことを言うんだったら、簡単でもいいですから文書で申し入れをしないといけないと思えますし、そこまで求めないんだったら口頭で申し入れすればいいと思えますし。皆さんがどこまで求めとられるかで変わると思えます。私はもともと不採択の立場でいましたから、文書まで出さんでもいいかなっていう立場ではありますけども、あとは皆さんがどういうふうにされるかだと思います。

○齊尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

私のほうは賛成の立場ではあるものの、もともと、そもそもの委員会意見として、予防するためのものであるということが前提ですので、あまりきちんとした形、堅い形ではなくても、そういったことを予備的に行っていたら、あるいはハラスメント行為（の聞き取り）というものを面談等でも行われていると思えます。あえて別途にこの調査だけを行うということをお願いするというのも少し無駄が多いというのも変な話です。

ど、もうそこまではしなくてもよいのかもしれないと思っております。ですので、口頭での依頼等でも十分かなえられるのではないかとと思っております。以上です。

○齊尾委員長

今、口頭でもという御意見をいただきました。ほかにございますでしょうか。

河本委員。

○河本委員

採択しましたが、意見書についてどうするのかっていうのはあまり考えてなかったんですけども、なのでこの件については職員がどう思っているのかっていうのは一応確認したほうがいいのかなっていうふうには思いますので、措置としては文書ではなくてもいいのかなとは思いますが。いわゆるハラスメントの中の一つ、大きな意味ではなくて、限定された機関紙の話だけなので、そこに関しては口頭でというのでよいのではと思いました。以上です。

○齊尾委員長

河本委員のほうからは口頭でいいのではないかと御意見があります。

ほかにございますでしょうか。

前田委員。

○前田委員

委員会ですから、採択に賛成された方は意見を言っていたかかないと今後進めようがないですよ。口頭で町長に申し入れるにしても採択の方は意見を言っていたかかないと申し入れのしようがないですよ。今のお二人の意見だけ聞くんじゃなくて、やっぱり採択の方は理由を言っていたかかないと。こういうことで採択をしたのでって、申し入れ——私は委員ですけど議長ですので、議長が申し入れをしないといけなくなるので、議会として通した以上は。まだ、議会は通ってませんが、議事を最終的に通ったあとには私は申し入れをしないといけないので、やっぱりもう少し意見をいただいておりますので、発言しておられん方はしていただいたほうがありがたいです。

○齊尾委員長

中井委員。

○中井委員

意見書っていう厳しいっていうか、要請の濃いものでなくて口頭で、（ハラスメントが）あるっていう確証はないもので、あるかどうかっていうことくらいを尋ねるっていうくらいのもので僕は賛成したつもりなんで、口頭っていうことで問題ないではないかと思えます。

○齊尾委員長

秋山委員。

○秋山委員

口頭での申出っていうのは具体的にはどんなのですかね。ちょっと想像できないんですけども、議長が町長に対してどこかの場所、どこかの場面でするのか。それでも口頭で言われるには、こういう陳情があって、委員会で採択されましたよってということなのですかね。こういう陳情があって、これを採択しましたよってことを言うんですかね。それ以上に何かこういうことをしてくださいというところまで言うんですかね。ちょっとその辺はどうなんですかね。

○手嶋局長

先ほど、標準会議規則でもありましたけども、採択をされれば意見書を付して提出することができるとなっているわけですから、付さない場合であれば口頭であってもこういった陳情が参ってます、この陳情を議会としては採択しました。ついては、こういう

ことがあらへんか町長さんちょっと調べてみてください、もしあったらお互いで適正に対応しましょうねっていうお願いをして帰るくらいの話なのかなと私は思っています。

○齊尾委員長

秋山委員。

○秋山委員

そういう流れでいいというか、そういうことをするという事なんですよ。

○齊尾委員長

今のところの案はそういうところで、いや駄目ですよっていうんだったら……。

○秋山委員

いや、そういう流れであればそれでいいと思いますけどね。

○齊尾委員長

では、今局長のほうから町長のほうに口頭でそういうことがあるかないかっていうぐ
らいのことを調べてもらうということの内容ということによろしいでしょうか。

特に意見がないようでございますので、そういうことで議長よろしいでしょうか。

○前田委員

決まればちゃんとそれをしますんで。

○齊尾委員長

では、そういうことで決したいと思いますので、特に意見ございませんので。

○永田副委員長

議案の提出方法も諮りますか。

○手嶋局長

これが分からないんですけれども、口頭ってなったときに例えば、採択されました、
24日の最終日に普通だったら意見書提出について皆さんに御同意を求めますけど、
口頭であってもやっぱり求めますかね。この辺りが、ちょっと議事日程の中に入れて
口頭で議長が伝えることについて……。

○長谷川委員

経験がないですし、18日に結論が出るでしょう。

○手嶋局長

はい、出ます。

○長谷川委員

措置自体が口頭でっていう措置っていうのは——現実的に伝わればいいって話なのかな
と思うんで何かを議事の中に入れて諮らないけんってことではないと思うんですけ
ど。

○手嶋局長

私もちょっとそれが心配なんですけど、例えば、三朝町は趣旨採択があるんですけれ
ども、三朝町は趣旨採択をして、分かりました、それだけは納得しましたよ、で次の日
は何もなかったと思っとるです。なので、恐らく次の24日の議事日程には何も上がって
こずにこの報告だけで終えて、はい終わりだと思うんですけど。

○長谷川委員

私もそんな感じがしますけど。趣旨採択はもともと中間的な感じで気持ちは分かりま
したよ、でも意見書などは送れませんよっていうことなので、何も措置はしてなかつた
と思います、今まで。だから、そんな曖昧なことじゃいけんから、不採択か採択どっち
かにしようよっていうことで議論したような気がします。

○手嶋局長

過去にその話があって多分、採択か不採択かしかない中で、採択をした場合でもやっ
ぱり中間的な今回みたいなことが起きたときには、意見書は出さないと先ほど決定して

いただきました。それでもこの内容をある程度採択した以上は町長側にも伝えないけん
だろう、議長が口頭により後刻対応を求めるような形の決定をしていただいて、相手先
は町長だけになると思いますけれどもお願いをしてこれを閉じてしまうという。

○長谷川委員

陳情文書表っていうのは執行部にも見れるようになってますか。

○手嶋局長

なってます。

○長谷川委員

採択した結果をもって行かれたらいいんじゃないですか。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

この陳情文書表をもって、当然口頭っていうふうに決まったんだったら、普通だつたら
文書で送付みたいな対応だったら簡単にこの陳情項目のところをちょいちょいと直し
て、ちゃんと作って渡して、こういうことがありますんで採択しましたんでお願いしま
すっていうぐらいの文書の送付だと思うんですけど、口頭でってことでしたら、これ全
部持って行って、こういうことがありましたんで、採択しましたんで適切な対処お願い
します、であとは町長がどうされるかっていうのはもう町長側の判断っていうことなん
ですよ。口頭だったらこれを持って行って話をすることですよ。

○長谷川委員

採択された方に主導権があるので、決めていただいたらいいと思うんですけど。願わ
くば問題が起きないように丁寧な処理をしてくださいよっていう私の気持ちは伝えても
らえればありがたいですけど。

○齊尾委員長

前田委員。

○前田委員

先ほどお二人が言われるように、こんなに長くやってても今までにないパターンなの
で口頭で申し入れをすとか依頼するっていうのがちゃんとそれが通るのかどうかって
いう、措置に対して。あんまり聞いたことが当然ないので、それでも全然問題ないです
ってことだったら問題ないんですけど、ほかの委員さんもそんなに言われないうるん
ですけど、でも昔は文書を町長に送付みたいなじゃないですか、大体。だけどそれもな
いんですよ。送付するものがない。それでいいんだったらいいんですけど。分かんない
です。経験がないです。

○齊尾委員長

問題なしか。

○手嶋局長

措置ですから口頭であっても先ほどの依頼であったり調査であったりを含めた対応を
求めることについてはそれも措置だと思います。あと、送付するものがあるとなれば、
陳情書をそのまま送付するというか、多分それしかないような感じがします。

○齊尾委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

局長が心配されているのは、いわゆる措置の段階で議会の全員の承認を得ておく必要
があるのかないのかっていうことですよ。

○手嶋局長

はい、そういうことです。書面だと何かに残りますので、次の24日の日に全議員で認

めただけ、それでええがなというのが残るんですけど、陳情文書表だけしか残らないのでってなったときの意志の反映ってどう捉えるのかっていうのがちょっと……。

○長谷川委員

ここの委員会で勝手にそれを決めるというわけにはなりませんよね。

○手嶋局長

ならん話なので。

○斉尾委員長

永田委員。

○永田副委員長

ちょっと手続きのほうが一慣れなもので、自分のほうが考えてたのが議案の提出関係についてであれば、18日の日に報告をしました、報告をした上で24日の日に議案として提出をする、しないのお話なのかなと思ったんですけどもこれは……

○長谷川委員

いわゆる、普通だったら国会に意見書を出してくださいっていう陳情だったら、意見書を議案として提案をするんです、最終日に。そのことを言ってるんですけども。

○永田副委員長

いや、そうなんですけれども、この採択、不採択について、委員会採択はありました、議会全体としてはどうなのでしょうかならば諮らなくていいのかというのは。

○手嶋局長

それは、18日の報告で。

○永田議員

報告で、そのときに決定ということですね。決定されたあとにそれで議案の提出をするのかしないのか、出すものがあるのかないのかということが今の議論ですね。

○長谷川委員

だから、措置としては口頭で申し入れをしますということと言わなきゃいけないのかどうかということですよ、報告の時に。

○手嶋局長

そうです。

○斉尾委員長

局長、意見書を出さないってことなので、18日で済んじゃうんじゃないですか。

○手嶋局長

だから今言ったように、18日で済んでしまうですけどって言う——ちょっと順を追って話をすると、まず先ほど言ったように普通であれば意見書の提出を求めていらっしゃるんで、（陳情が）採択されれば、意見書を提出していいかっていうのを24日の最終日にこういうものを議会として全員の総意で出しますってことに決まるんですが、18日はあくまでも報告なので、この報告書に口頭で議長が後刻申し入れをしますよということをつけて出すとるんですけど、それでええかいなっていうのは何も決していないよねっていう話です。

○斉尾委員長

でも、その日にその陳情に対して採択（正しくは：採決）があるわけでしょう。

○手嶋局長

まあ、はい。

○斉尾委員長

だから、賛成多数で可決（正しくは：採択）されたらそのまま意見書がある場合は24日に出すし、意見書がなかったらそこで終わるんじゃないんですか。採択されたっていう事実だけが残って、そこで終わるっていうことにはならないんですか。

- 長谷川委員。
- 長谷川委員
普通は、報告書にはそういったことは何も書かんですよね。
- 手嶋局長
書かないんです。
- 長谷川委員
何もないですよね。
- 手嶋局長
何もないです。
- 長谷川委員
それでいきなり24日に議案として出るんですよね。
- 手嶋局長
はい。
- 長谷川委員
もうみんながそれが当たり前だと思って。
- 斉尾委員長
宇山さん。
- 宇山主事
措置内容は出ますよ。措置のところには例えば、政府及び国会に意見書を提出っていうところまでは出ますよ、報告書には。
- 長谷川委員
なら、そこに書けばいいのか。
- 宇山主事
ただ、局長さんが言っとんなったのは、あくまで採決は陳情に賛成ですか反対ですかだけで、措置に対しては聞いてないけど、意見書のときは次の日に提案するので措置が議決されるけど、ここに書いただけで陳情採決イコール措置の、口頭でも採決にしちゃっていいのかって多分言っとんなると思うんですけど。あくまで決を採るときは陳情については賛成ですか、反対ですかしか言わないので。
- 長谷川委員
措置そのものを議決する必要があるのかっていうのが。
- 宇山主事
でも、普段は採択したら意見書を提出するでいいですかまでは聞かんけど、意見書を議案で出すんで、イコールでいいのかと……。
- 長谷川委員
そこは上部機関に確認してもらわんと何とも。
- 永田副委員長
採択はするけど措置は否決ということがあり得るのか。
- 長谷川委員
まあそれは、可能性としてはないとは言えない。現実はほとんどないけど。
- 永田副委員長
外に出すものでないので内部的な処理でいいというお話ですか。
- 手嶋局長
この陳情が採択されたら、改めてこの措置のとおりしてよろしいかっていうのを多分簡略でもいいですから、このとおり議長が口頭で申し入れを後刻行うことについて御異議ございませんかを一緒に合わせて聞いてしまう、この陳情だけは。で、御異議なしならそれで……かな。通常だと黙っていても次の日とか次の日以降の意見書提出で議案と

して上がってくるんですけれども、口頭ですからそれが上がってこない、なのでまず報告書、委員長報告（に対して）まず質疑をしていただいてこの陳情を採択するかしないかをまず決めていただいて、委員長報告のとおり措置を行ってよろしいかっていうのを次にもう1回簡略で聞いておく。

○齊尾委員長

それが24日になるってことか。

○手嶋局長

いや、18日にもうそこまでしてしまう。

○永田副委員長

で、その上で措置が口頭じゃいけん、文書出せということであればそのように決めた上で24日の日に改めて議案提出か。

○手嶋局長

議案提出するしかないですよ。そのために24日まで日にちが設けてあるので。

○永田副委員長

であれば、ひとまず委員会案、本日の案として委員会の決定は決定しておいて、さらに議案の提出方法についても提出しないんだけども必要だと言われればそのときに検討するしかないでしょうか。

○手嶋局長

委員会報告に委員会が考えた措置が書いてあるわけですよ。口頭により議長からって書いてあるので、それも織り込み済みで一応採択はされとると思うんですけれども。

○長谷川委員

まあそうですよね。そうでないと意見書の提出自体ができんですもんね。委員会提出で大体出しますからね。その上で、それをみんなが承知してくださるのかってことですよね。

○手嶋局長

採択になったときに。不採択だったら措置する必要がないので、そこで終わっていくんですけど。だから、採決が枝分かれするっていうか。

○長谷川委員

議長も議会の総意として行くんなら行けるけど、委員会だけだったら行けんですよ。

○前田委員

議会で議決してもらわんと、半分以上がオーケーしてくれんと。

○永田副委員長

今ちょっと、ごめんなさい。意見とか討論をするわけじゃない（正しくは：討論はあり）、採択（正しくは：採決）だけだという分なら、単純に措置が気に食わないから不採択（反対）も当然あり得るということで、不採択なら不採択ということですか。

○手嶋局長

不採択ならもう措置も何もないので、それ以上先を考える必要はないんですけれども、委員会を尊重して、委員会の皆さんで協議された内容なんだから、大体はほかの委員会も採択しちゃいますよね。となると、普通なら意見書を出すんだけど意見書は出ないので書いてある委員会が考えた措置ですね、口頭で伝えるといった措置を改めて、このとおり措置を行いたいと思いますけどよろしいですかっていうのを再確認しておくというか、全議員の。

○前田委員

正直言うと、確かに採択、不採択しますかっていうふうには諮るんですけど、基本この文書全部オーケーで採択をするっていうことなので、その措置のところも委員会の意

見も全部含めた上で大体——なので、意見書提出も諮っとるわけじゃなくってここに載っとるから次のときに意見書を出すっていう。だからここにそれを載せて皆さんがそれでいいよって言ったらそれでもいいと思いますよ。

○齊尾委員長

宇山さん。

○宇山主事

一応、議会中の議長は、本件は委員長報告のとおり採決することに賛成の方のって言っとるんで、報告がこれ自体なんで措置も入ってるのでいいんじゃないかなと。

○手嶋局長

措置を改めて決定しなくてもいいんじゃないかと。

○宇山主事

委員長報告書のとおり賛成しますかどうですかっていう聞き方だと思うので。あとは委員長さんが報告するときに措置はなにになにですってちゃんと言いなって、それについて質疑して討論してってすれば、込みなのかなと。

○永田副委員長

ですんで、先ほどの話で、措置が気に食わないから反対っていうこともあり得るっていうことで。

○齊尾委員長

なら、そういうことで。

○手嶋局長

報告だけ終わったら、もうそれで。

○長谷川委員

まあ、議長の要請は全協でみんなで諮って、細かい問題でも要請をしてくださいよっていうことになったらされるっていうことは今までもありましたから。その程度のものなのかなって私は思ってたんだけど、突き詰めていくとちょっと大変ですね、これ。

○齊尾委員長

じゃあ、よろしいでしょうか。

○手嶋局長

ではちょっと確認をさせてください。そうすると措置の決定内容ですけれども、議長が後刻口頭で申し入れを行うでよろしいですか。

○齊尾委員長

そうですね。そういうことで。

○手嶋局長

では、もう1度言います。議長が後刻口頭で申し入れを行う。相手先は町長ということですよよろしいでしょうか。

○齊尾委員長

はい、それで。

じゃあ、以上でこの陳情審査については終了したいと思います。

(2) その他

○齊尾委員長

その次に(2)その他、何かございますか。

○手嶋局長

こちらで用意したものはございません。

4 その他

○齊尾委員長

では、4番。皆さんのほうからその他何かございますでしょうか。

前田委員。

○前田委員

前もお伝えしたんですけど、民生経済常任委員会のほうはもう視察先等を何個か案を出して、それをもう今回協議しとられます。最終的にどうなるかは分かりませんが、もう結構、プレゼンって言ったら変ですけど、油本委員がNHKとかいろいろ撮ったやつを皆さんに見てもらってとかいろいろしながら協議をしとられます。行く行かないっていうのは皆さんあれかもしれないですけども、そういうことも一応頭に入れていただいて、もう少し所管の財政でもいいですし、まちづくりでもいいと思いますし、教育もありますし、皆さんこういうところに行って調査研究をして町政に活かしていきたい、町政に提案していきたいっていうものがあれば、見るだけじゃ駄目ですんで、そういうものがあればちょっと進めていかないと、実際間に合わなくなるっていうのがありますので、委員長のほうもお願いします。

○齊尾委員長

分かりました。遅くとも6月議会にはそういうものも取りまとめたいなと思いますので、皆様のほうも日頃からその辺について、頭の中で御検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

5 閉会 (10:19)

○齊尾委員長

では、以上で閉会をいたします。お疲れさまでした。

※この会議録は要点筆記である。

上記会議録の記載が相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長